

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	上秋里 (上秋里)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 8人(うち75歳以下 2人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 1経営体
主な作物 : 水稻、麦、大豆、野菜

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
町、県及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地の斡旋や栽培技術等の必要な支援等を行い、地域内の担い手と協議しつつ、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	林 崎 (林 崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

本地域は、30年以上前からひまわり栽培に取り組み、毎年多くの観光客がひまわり畑に来場し、地域の活性化に貢献しているとともに、町の観光スポットとなっている。
 しかし、近年、農業者の高齢化がかなり進んでいるため、遊休農地の発生を懸念しているところである。今後、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるため、新たな担い手の確保と育成が急務である。
 また、農作業の効率化・省力化を図るため、集約化を図る必要がある。
 今後、地域の活性化を図るためにも低農薬、低化学肥料への取組みを検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 36人(うち75歳以下 13人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 0経営体
 主な作物 : 水稲、大豆、ひまわり

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稲・景観作物(ひまわり)を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用し、農地集積及び集約化による面積拡大を基本とし、地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して4半世紀以上が経過し、水路・農道の老朽化が顕著となりつつあるため、修繕や再整備も視野に入れて集落で協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
町やJAの協力を得て、地域内外から多様な経営体を募集するなど、新たな担い手の発掘に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取組む。景観作物としても「ひまわり」の栽培を継続していくため、集落全体で協議していく。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	土 井 (土 井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・実質化された人農地プランのアンケート結果では、既に預けている、または概ね5年以内に農地を預けたいと回答した農地が4ha強の農地(区域面積の40%)を有し、後継者が不明もしくは未定の農地も同様となっている。

・現状としては、認定農業者と農業者数名が中心となり営農を行っている。現在、いきいき農地バンクを活用して、自作をしている農業者においても、リタイヤする際に、話し合いの中で、認定農業者を中心に調整しながら農地利用を進める。

・高齢化が進む中、水路・農道等の管理をどのようにするかが課題である。

・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や更なる低農薬、低化学肥料への取組みが課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地バンクを活用した農地集積及び集約化を基本とし、認定農業者を中心に調整しながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、出来るだけ農地バンクを利用するよう検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも更なる減農薬、減化学肥料にも取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	宝蔵寺 (宝蔵寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が8割強と多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 15人(うち75歳以下 12人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 1経営体
主な作物 : 水稻、麦、大豆

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は約半分であり、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では1名の認定農業者が区域の1/2弱の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	久 保 (久 保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本地域を含めた旧三日月町では、芭蕉の句碑にもあるように、昔からそば処として広く知られ、本地域においても、そば栽培に取り組んでいる。また、本町の特産物の一つである国の地理的表示保護制度に登録された「佐用もち大豆」の栽培にも取り組むなど、本地域は特色のある特産物を栽培している。

・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。

・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。

・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 17人(うち75歳以下 17人) 3団体経営体(法人、集落営農組織等) 0経営体(任意組織)

主な作物 : そば、大豆、水稻、麦

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻・麦・大豆・そばを主要作物とし、集落営農組織を主体としたブロックローテーションを維持しつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め、併せて収益の改善も進める。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。

・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
認定農業者及び集落内の中心となる担い手への集積は多いものの、さらに、これらの担い手に集積・集約化を進め、集落営農のブロックローテに配慮し、農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では営農組合がブロックローテを組みつつ、認定農業者を中心に数名の農家が区域の大半の農地を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手及び集落営農と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	徳 平 (徳 平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積がほとんどであり、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。
- ・高齢化が進んでいるため、今後、遊休農地の増加が懸念されるとともに、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかを検討する必要がある。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 13人(うち75歳以下 8人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 0経営体
主な作物 : 水稻、麦、大豆、そば

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携しながら検討する。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では2名の認定農業者が区域の7割強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	春 哉 (春 哉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本町の特産物の一つである国の地理的表示保護制度に登録された「佐用もち大豆」や在来種の「そば」の栽培に取り組むなど、本地域は特色のある特産物を栽培している。

・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。

・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。

・高齢化が進んでいるため、今後、遊休農地の増加が懸念されるとともに、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかを検討する必要がある。

・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 12人(うち75歳以下 9人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 0経営体
主な作物 : 水稲、大豆

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稲・麦・大豆・そばを主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携しながら検討していく。

・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用し、農地集積及び集約化による面積拡大を基本とし、地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して4半世紀以上を経過し、水路・農道の老朽化が顕著となりつつある。また、併せて区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
町、県及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地の幹旋や栽培技術等の必要な支援等を行い、地域内の担い手と協議しつつ、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	安 川 (安 川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

【地域の基礎的データ】

農業者(耕作者) 19人(うち75歳以下 16人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 1経営体
主な作物 : 水稻、麦、大豆

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は約7割であり、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では2名の認定農業者が区域の7割弱の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。